

中央治験審査委員会に係る  
直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関する標準業務手順書

第1条 目的

本手順書は、治験依頼者（治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下同じ。）及び医師主導治験における治験責任医師（以下「治験依頼者等」という。）による直接閲覧を伴うモニタリングの受入れに関し、必要な手順を定めるものである。

第2条 モニタリング担当者の確認

- 1 事務局は、治験実施計画書又はその他の文書により当該治験に関するモニタリング担当者（以下「モニター」という。）の氏名、職名、所属及び連絡先（連絡方法を含む。）を確認する。
- 2 前記の事項に変更が生じた場合、事務局は、治験依頼者等に対し、変更報告完了前にモニタリングを実施することのないように要請するものとする。

第3条 モニタリングの方法等の確認

事務局は、モニタリングの計画及び手順についてモニターに確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえて計画及び手順と異なるモニタリングを行う必要が生じ得ることに留意する。

第4条 対象資料等の内容・範囲の確認

事務局は、直接閲覧の対象となる対象資料等の内容・範囲について治験実施計画書等に基づいてモニターに確認する。なお、治験の実施状況等を踏まえてその追加、変更を行う必要が生じ得ることに留意する。

第5条 モニタリングの申し入れ受付

- 1 事務局は、治験依頼者等からモニタリング実施の申し入れを受けたとき、可及的速やかに訪問日時等を調整し、決定する。
- 2 事務局は、E-mail等により実施希望日時、閲覧者の氏名、直接閲覧の対象となる資料、その他必要な事項をモニターに確認し、事務局の応対者を定めるとともに、直接閲覧の要請がある場合、必要な対象資料等の準備、手配をする。
- 3 モニタリングを実施する場合、事務局は治験に関する情報の保護等の観点から確認作業が可能な場所を準備する。

第6条 モニタリングの受入れ時の対応

- 1 事務局は、訪問したモニターが治験依頼者等によって指名された者であることを確認

する。

- 2 事務局は、直接閲覧の対象となった対象資料等が適切に準備され、直接閲覧終了後は当該対象資料等が適切に返却されていることを確認する。

#### 第7条 モニタリング終了後の対応

- 1 モニタリング終了後、問題事項等が示された場合には事務局は関連する医療機関の院長に報告し、協議した上で対応方法を決定する。必要に応じ、事務局は問題事項等を理事長に報告する。
- 2 事務局は、モニターから問題事項等に対する対応を確認したい旨の要請があった場合、これに応じる。

(附則)

平成20年10月22日 作成

平成22年 4月 1日 一部改正

平成24年 2月27日 一部改正